

五
イ
方 募 法 入 決 定 の
入 価 格 競 争

各申込みのうち応募額を順次割り

○財務省告示第百五十七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一年に規定に基づき、
平成三十年五月十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成三十年六月十二日

十 一	九 八	七	六		
發	振額最	払	發		
發	替低行争非者特国入価込	行争非者特国入価	行争非者特国		
行	額入価・別債札格金	入価・別債札格行	入価・別債		
価	面札格第參市發競金	札格第參市發競	札格第參市		
格	位金發競II加場行爭額	發競II加場行爭額	發競II加場		
日					
額平す額の振	十	九五七四	額	額	込募各當
面成るの記替	万	百百万千	面	面	み限國て
金三。整載法	円	十四五二	金	金	の度債る
額十数又の		円億千百	額	額	應額市。
百年倍は規		六百四	で	で	募の場
円五の記定		千三十	四	三	額範特
に月金録に		六十五	百	千九	を圃別
つ十額はよ		百七億	七	百九	割内參
き一日に、る		二円五	十五	十	りに加
百によ最振		十三千三	億	九	当お者
六る低替		三万八百八	円	十六	ていご
円も額口		千八十		億	て。各の
三の面座と金簿					申応
十					

十五

十
四
三
二

の 経 払 過 返 利 み 子	方 額 想 額 想 発 利 法 の 定 定 行 計 元 元 日 算 金 金 の 率
--------------------------	--

払募額を未出財還るれ基改た面こ五で数数づ価規律統月期け各
込入を四満さ務期日たづ定だ金れ位除をのき統定第計前及る利
金決乗捨のれ大限以場くがし額を未しきう作計す五局のび想子
額定じ五端る臣に降合消行、を四満てうち成のる十が消償定支
にのて入数数がおのに費わ消乗捨の得。生すた基三統費還元払
加通得しがへ定け各は者れ費じ五端た以鮮るめ幹号計者期金期
え知たたあ小める利、物、者て入数数下食全の統一法物限額及
、を額もる数る想子財価改物得しがへ同品国調計第へ価のはび
次受とのと点方定支務指定価たたあ小じを消査で二平指属、償
のけす。き以法元払大数後指額もる数除費のあ条成数す各還
算たるには下に金期臣がの数と。と点をく者結る第十へる利期
式者額、第よ額及が公基のすき以百總物果小四九總月子限
には面こ五りはび定表準基るには下・合価に売項年務の支に
よ、金れ位算、償めさに準。額、第七指指基物に法省三払お

鱗年五
國〇錢
命。
鱗一
〇パ
渺一セ
鱗セント
×0.
9901

する規定期に算定し出された金額を第一二二号にとる。すむものと

十六 初期利子 平成三十年九月十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるとときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及ぶ第十八号において規定する期に同じ。）。

十七 第二期以後の利息を毎年三月十日及び九月十日を支払期として、各支払期において、次第の算式により算出した金額を支払う。

第十四号の規定により算出された $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$ 各支払期における想定元金額

二十二 期日	二十一 期日	二十九 期日	十八 年三月十 日
平成三十年五月十一日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行を下す。回当該場合に元金額は額面金額	第十四号の規定による算出され
		額とする場合に想定される額が額面額	償還期限ににおける想定額
		額を出し、該場合に想定される額が額面額	償還期限ににおける想定額
		ただし、該場合に想定される額が額面額	償還期限ににおける想定額
		た償還期限ににおける想定額	償還期限ににおける想定額
		た償還期限ににおける想定額	償還期限ににおける想定額
		た償還期限ににおける想定額	償還期限ににおける想定額